船舶事故調査報告書

令和３年７月２８日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和２年１０月１８日　０７時１８分ごろ
発生場所	愛媛県今治（いまばり）市美濃（みの）島南方沖 　美濃島二等三角点から真方位１５２°７５０ｍ付近 　（概位　北緯３４°０５.９′　東経１３３°１１.３′）
事故の概要	プレジャーボート第三和（かず）丸は、東進中、また、プレジャーボート第二達（たつ）丸は漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和２年１２月９日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	Ａ　プレジャーボート　第三和丸、４.９トン 　　ＨＳ３－５０３２５（漁船登録番号）、個人所有 　　第２７３－１０５０１号（船舶検査済票の番号） Ｂ　プレジャーボート　第二達丸、１.７トン 　　２７１－３８７６７広島、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、二級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　船首部外板に擦過傷 Ｂ　船外機に破損、右舷後部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北東、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の中央期
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、知人５人を乗せ、釣りをする目的で、船長Ａがレーダーを作動させ船橋内の椅子に腰を掛けて手動操舵により、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で約２０ノットの対地速力で東進中、Ａ船の船首部とＢ船の右舷船尾部とが衝突した。 　Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、知人１人を乗せ、船首を南方に向けて釣りを行いながら漂泊中、右舷方から接近するＡ船を認めたが、これまでと同様に、航行中の他船が漂泊中のＢ船を避けると思い、漂泊を続けていたところ、更にＡ船が接近してくるので、大声を上げて手を振ったものの、Ａ船と衝突した。
分析	Ａ船は、東進中、船長Ａが、船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、船首死角に入っていた漂泊中のＢ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　Ｂ船は、漂泊中、船長Ｂが、接近してくるＡ船を認めた際、Ａ船がＢ船をいずれ避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、接近する

	Ａ船に危険を感じて大声を上げて手を振ったものの、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が東進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが、船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Ｂが、接近してくるＡ船を認めた際、Ａ船がＢ船をいずれ避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中、船首方に死角が生じている場合、レーダーを活用したうえ、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・漂泊中、接近してくる他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、速やかに注意を喚起するとともに、十分に余裕のある時機に機関を使用して移動すること。